

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 372 回

円安とロシアによるウクライナ侵攻で原材料等が高騰し、メーカーも小売価格を上げざるを得ず、特に食品小売（価格）の 6 割が値上がりし、その内半数で販売数量が減少しています。消費者は買い控えをするとともに、割安な商品（例えばプライベートブランド品）へと流れています。（日経新聞 7 月 6 日記事）

小売業、製造業の皆様も知恵をしぼって独自の技術を活かして、できるだけ安価な商品を作っていく必要がありそうですね。また今がチャンスですね。

ところでまた新型コロナ感染者数が増えてきています。特に若い世代の方の感染者の増加が多いようです。なぜでしょうか？

さて皆様の会社の働き方改革は進んでいますか？そして経営者の皆様の働く時間の短縮は進んでいますか？うまく時間をやりくりして気分転換や運動不足の解消を図っておられる方もみえる事と思います。

ただ私が思うには、経営者は少しでもあいた時間に経営の事や新商品の事を考える等々、自社の特徴をつくっていく事に、時間を使えばいいなあとは思いますが…。

中国の殷王朝の初代君主・湯王が毎日使う盥たらいに刻んでいた言葉があります。「まことに日に新たなり、日に日に新たにして、また日に新たなり」。澁刺とした気持ちがまた新たな気力を自然に生み出し、それにより日々新鋭の活動ができるという意味です。（one hour 6 月号・渋澤健氏監修）まさに経営者たる者、そのぐらいの気持ちで経営に立ち向かっていかなければなりませんね。参考にしてください。

前田の《今人生を語る》第 277 回

めざめよ日本人（199）

高齢化社会というのは、いよいよ「創生の時代を迎えた人が日本に増えるということです。そういう人たちをいかに活用していくか、それまでとは違った形でいかに活躍していただくか、というのが本当の意味での高齢化対策ではないでしょうか

（前ウクライナ大使 馬淵睦夫氏）

日本のためにも是非必要なことではないかと思えます。

令和 6 年 3 月 31 日までに事業承継等事前調査に関する事項が記載された経営力向上計画の認定を受けたものが、株式取得によって M&A を行う場合に、株式等の取得価額として計上する金額の一定割合の金額を準備金として積み立てた場合は、その事業年度において損金算入できるものです。

- 【1】買手企業は、株式等の取得価額（10 億円以下に限る）の 70% 以下の金額を準備金として積み立て
⇒ 積立額を申告書にて損金算入できる
- 【2】減損処理や株式売却等を行った場合は、準備金を取り崩す
⇒ 取崩額を申告書にて益金算入する
- 【3】措置期間後の 5 年間にかけて均等額で準備金を取り崩す
⇒ 取崩額を申告書にて益金算入する

■申請方法

1. M&A の相手方が決まったタイミング（基本合意後等）で、経営力向上の内容に株式取得を含み、かつ事業承継等事前調査の内容を記載した経営力向上計画を策定し、主務大臣の認定を受けてください。
申請時に、併せて「事業承継等事前調査チェックシート」を作成し、添付してください。
2. 認定計画の内容に従って株式取得を実行した後、主務大臣に対して事業承継等を実施したこと及び事業承継等事前調査の内容について報告し、確認書の交付を受けてください。
3. 税法上の要件を満たす場合には、税務申告において準備金積立額について損金算入ができます。税務申告に際しては、①の認定書、②の確認書（いずれも写し）を添付してください。

